

移動等円滑化取組計画書

令和4年5月27日

住 所 札幌市中央区大通西5丁目  
地下鉄大通駅西側コンコース内  
事業者名 一般財団法人札幌市交通事業振興公社  
代表者名 理事長 藤井 透

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

速やかな旅客支援、情報提供及び職員への定期的な教育訓練を実施する。  
旅客の身になった親切丁寧な対応を実施する。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
	報告対象外

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車いすご利用のお客様への乗降支援	・車いす利用者等からの申し出に対応できるよう、係員・乗務員に対して、車いす利用者等の乗降支援に関する教育訓練を継続的に実施する。

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車いすご利用のお客様への利用方法等の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各停留場及び一般財団法人札幌市交通事業振興公社ホームページに利用方法や連絡先を掲示する。(停留場における乗降の介助)</li> <li>・バリアフリー対応改修が完了した停留場については、停留場及びホームページ等に掲示している路線図に「ピクト」を表示する。</li> </ul>

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
低床車両時刻表の周知及び運行状況の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低床車両時刻表を一般財団法人札幌市交通事業振興公社ホームページへ掲載するほか、FAXによる低床車両専用の時刻表案内サービスを実施する。</li> <li>・各停留場の運行情報モニタ及び一般財団法人札幌市交通事業振興公社ホームページに掲載している市電ナビで、低床車両運行状況を提供する。</li> </ul>

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員に対する研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者差別解消法の施行に伴い、不当な差別的取扱いの禁止、及び合理的配慮の提供等についての研修を継続的に実施する。</li> </ul>

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
優先席の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・座席の一部を優先席として、案内及びヘルプマークを掲示し周知を図る。</li> <li>・優先席の必要性について教育を実施する。</li> </ul>

### Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者のご意見、ご要望を社内で共有するとともに、改善の取組みに活用する。</li> </ul>
---

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
変更なし	変更なし	

V 計画書の公表方法

一般財団法人札幌市交通事業振興公社ホームページに掲載
----------------------------

VI その他計画に関連する事項

--

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。